

食事券取扱加盟店募集のご案内

申し込みますか？
参加登録お申し込み



GoToEatキャンペーン inくまもと

「Go To Eatキャンペーン事業概要」

Go To Eatキャンペーンとは、プレミアム付き食事券の発行することで、感染予防対策に取り組む飲食店の需要を喚起し、同時に食材を供給する農林漁業者を支援するキャンペーンです。

熊本県内の登録店舗で使える25%のプレミアムを付けた食事券（1冊10,000円を8,000円で購入）を発行致します。参加登録店舗には、感染予防対策に取り組むことを条件とし、利用者にも「新しい生活様式」に基づいた地域全体の消費を促すことを目的とした事業です。

各店舗でお客様が食事券を使用して飲食サービスを受けるためには、登録をご希望される店舗ごとに事前の取扱店舗登録が必要となります。

取扱店舗募集開始

令和2年9月28（月）から令和2年10月9日（金）まで

※10月9日以降も募集を受け付けておりますが、上記期間にWEB登録頂いた飲食店様には、食事券販売開始迄に加盟店用ツールを発送致します。

申請いただいた飲食店様には、**本キャンペーン対象事業者かどうかを審査の上、承認された事業者様には順次、必要な取扱マニュアルや換金伝票、キャンペーン取扱店舗証（ステッカー）**などを配送し、取扱加盟店として食事券の取扱いを開始できます。

食事券 販売・利用期間

- ◆販売期間：令和2年10月19日（月）～令和3年1月31日（日）
- ◆利用期間：令和2年10月19日（月）～令和3年3月31日（水）
※コロナの感染状況により、開始時期が変更になる場合がございます。

対象店舗

- ◆日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店
- ◆「76 飲食店」であっても客への接待・遊興などを伴う飲食店は除く
※詳細は裏面の参加条件欄をご参照ください。

オンライン 説明会

令和2年9月28日（月）以降
特設ポータルサイト上にて公開
※オンライン説明会視聴がなくとも取扱店舗登録は可能です

加盟店舗 申請方法

『GoToEatキャンペーンくまもと特設サイト』
<https://gotoeat-kumamoto.jp>

特設ポータルサイト



GoToEatキャンペーン食事券 概要

発行者	Go To Eatキャンペーンくまもと事務局（主管 農林水産省）
発行内容	1冊（券種1,000円×10枚） 1種類
利用期間	令和2年10月19日（月）～令和3年3月31日（水）
販売期間	第1期 令和2年10月19日（月）～11月30日（月） 第2期 令和2年12月1日（火）～令和3年1月31日（日）
販売店舗	熊本県内ファミリーマート（Fami ポートにて）※事前WEB予約制となっております。
取扱店舗	Go To Eatキャンペーンくまもと特設ポータルサイトより加盟登録頂いた飲食店

取扱店舗登録の流れ

9月28日（月）～	取扱店舗登録受付開始 ※特設ポータルサイトよりWEB登録開始
10月19日（月）～	県内ファミリーマートにて販売開始 ※事前WEB予約制となっております。

対象店舗の参加条件・対象外店舗について

■Go To Eat加盟対象飲食店条件

日本標準産業分類「76飲食店」に該当する飲食店（下記参照）

◆日本標準産業分類「76 飲食店」に分類される飲食店			
小分類		細分類	
761	食堂、レストラン	7611	食堂、レストラン
762	専門料理店	7621	日本料理店
		7622	料亭
		7623	中華料理店
		7624	ラーメン店
		7625	焼肉店
		7629	その他の専門料理店
763	そば・うどん店	7631	そば・うどん店
764	すし店	7641	すし店
765	酒場、ビヤホール	7651	酒場、ビヤホール
767	喫茶店	7671	喫茶店
769	その他の飲食店	7691	ハンバーガー店
		7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
		7699	他に分類されない飲食店

■加盟飲食店に求める感染症対策

- ①ガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいることを条件とし、取り組み内容を店頭掲示して頂きます。
- ②クラスターの発生を防ぐ観点からは、「換気」「音量」「三密」を常に意識することが肝要の為、利用者への周知とあわせて以下の対策を実施し、店頭に掲示して頂きます。
 - 1) 店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に消毒液を用意する。
 - 2) 店内には適切な換気設備を設置し、徹底した換気を行う（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - 3) 他グループの客同士ができるだけ2m（最低1m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
 - 4) 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- ③カラオケボックスや接待を伴うスナックは本事業の対象として認めていないが、極一部の対象飲食店ではカラオケ設備を有している場合がある。そうした場合でも、キャンペーン期間中は、食事券の利用者に限ることなくカラオケ設備を使用しない。
- ④大量の飲酒は控えるよう利用者に周知する。
- ⑤営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請に従う。
- ⑥農水省が事前通告なしに行う訪問調査に協力する。
- ⑦ガイドラインを遵守していない旨の指摘には適切に対応することとし、対応しない場合は、登録が取り消される。
- ⑧加盟飲食店の利用者が着席した際に目につく場所で、接触アプリの紹介をする。（メニュー表上にシールを貼る、レシートに印字する等）

■対象外飲食店

- ①店内飲食をメインとしないもの（宅配ピザ屋などのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）
- ②客への接待・遊興などを伴う飲食店は除外となります。
キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）は対象外※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店。

【お問い合わせ先】

◆Go To Eatキャンペーン全体に関する問い合わせ・加盟店感染症対策に対する問い合わせ
TEL：0570-029-200（平日10時～17時まで ※12/29～1/3を除く）

◆加盟店登録方法・熊本県内で利用できる食事券の購入・使用方法についての問い合わせ
Go To Eatキャンペーンくまもと事務局 ※電話対応は28日以降となります。
TEL：0570-035-210（平日9時30分～17時30分まで ※土日祝日 12/29～1/3を除く）